

## 淡路広域消防事務組合人事行政の運営等の状況について

淡路広域消防事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 28 年条例第 236 号）に基づき、令和 5 年度における本組合の人事行政の運営状況の概要を報告します。

### 1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用状況（令和 5 年度）

区 分	採用者数
消防職	6 人

(2) 職員の退職状況（令和 5 年度）

区 分	定年退職	早期希望退職	普通退職	その他	計
消防職	0 人	0 人	4 人	2 人	6 人

(注) 1 定年退職とは、定年に達した日以後の最初の 3 月 31 日に退職することです。

2 早期希望退職とは、以下の要件に該当する職員で、早期希望退職の募集に応じ、定年前に退職することの認定を受けて退職することです。（退職日となる年の 3 月 31 日において、20 年以上勤続し、かつ年齢が 45 歳以上である職員。）

3 普通退職とは、定年退職、早期希望退職以外の者で、自己都合により退職することです。（死亡退職を含む。）

(3) 職員数の状況

（各年 4 月 1 日現在）

区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
	令和 5 年	令和 4 年		
消 防	188 [204]	185 [204]	3	採用増による

(注) 1 [ ]内の数字は、条例定数である。

2 構成 3 市からの派遣職員を除く。

(4) 年齢別職員構成の状況（令和 5 年 4 月 1 日現在）

区 分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数 (人)	3	19	23	28	25	21	18	22	20	4	5		188

(注) 構成 3 市からの派遣職員を除く。

## (5) 職員数の推移 (各年4月1日現在)

年 度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	過去 5 年間 の増減数
職員数 (人)	182	184	187	185	185	188	6

**2 職員の給与の状況**

## (1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (令和5年4月1日)	歳 出 額 (A)	実質収支	人 件 費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 令和4年度 の人件費率
令和5年度	128,599 人 (構成団体人口合算)	2,338,104 千円	43,732 千円	1,473,076 千円	63.0 %	70.3 %

## (2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区 分	職員数 (A)	給 与 費				(参考) 一人当たり給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
令和5年度	188 人	670,061 千円	221,653 千円	268,430 千円	1,160,144 千円	6,171 千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、再任用(短時間勤務)職員の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

## (3) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

## ① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
淡路広域消防事務組合	35.8 歳	287,466 円	358,257 円
兵庫県	43.0 歳	324,400 円	420,481 円
国	42.4 歳	322,487 円	—

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における職員の基本給の平均である。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

② 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		淡路広域消防事務組合
消防職	大 学 卒	191,700 円
	高 校 卒	158,900 円

③ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和5年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
消防職	大 学 卒	267,000 円	352,600 円	393,800 円	該当者なし
	高 校 卒	242,967 円	該当者なし	364,200 円	384,217 円

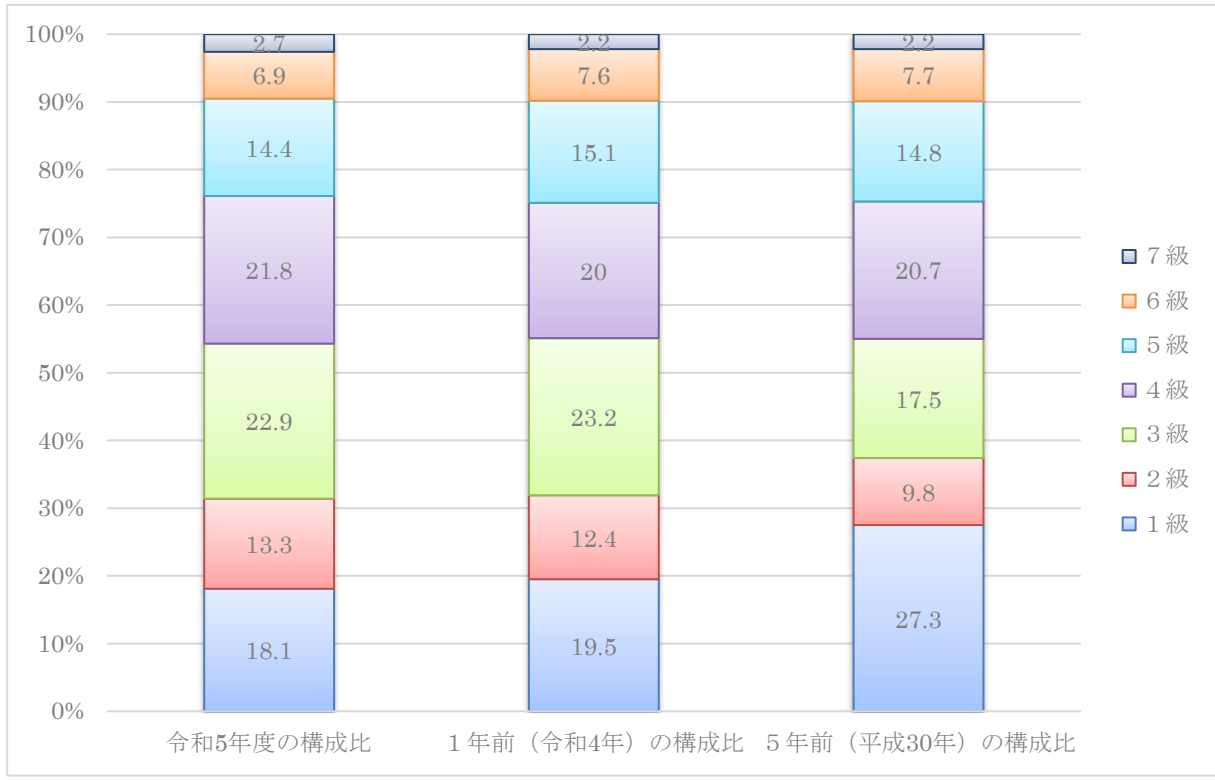
(4) 職員の級別職員数等の状況

① 級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

区分	職務の内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	消防士の職務	34人	18.1%	150,100円	247,600円
2級	1 消防副士長の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う消防士の職務	25人	13.3%	198,500円	304,200円
3級	1 消防士長の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う消防副士長の職務	43人	22.9%	234,400円	350,000円
4級	1 消防司令補の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う消防士長の職務	41人	21.8%	266,000円	381,000円
5級	1 消防司令の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う消防司令補の職務	27人	14.4%	290,700円	393,000円
6級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う消防司令の職務	13人	6.9%	319,200円	410,200円
7級	消防監又は消防司令長の職務	5人	2.7%	362,900円	444,900円

(注) 淡路広域消防事務組合一般職の職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

② 職員数構成比の推移（各年4月1日現在）



(5) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当（令和5年度）

淡路広域消防事務組合	兵庫県	国																																																						
1人当たり平均支給額 1,398 千円	—	—																																																						
<table border="0"> <tr> <td>期末手当</td> <td>勤勉手当</td> <td>期末手当</td> <td>勤勉手当</td> <td>期末手当</td> <td>勤勉手当</td> </tr> <tr> <td>2.45 月分</td> <td>2.05 月分</td> <td>2.45 月分</td> <td>2.05 月分</td> <td>2.45 月分</td> <td>2.05 月分</td> </tr> <tr> <td>(1.375) 月分</td> <td>(0.975) 月分</td> <td>(1.375) 月分</td> <td>(0.975) 月分</td> <td>(1.375) 月分</td> <td>(0.975) 月分</td> </tr> </table>	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	2.45 月分	2.05 月分	2.45 月分	2.05 月分	2.45 月分	2.05 月分	(1.375) 月分	(0.975) 月分	(1.375) 月分	(0.975) 月分	(1.375) 月分	(0.975) 月分	<table border="0"> <tr> <td>期末手当</td> <td>勤勉手当</td> <td>期末手当</td> <td>勤勉手当</td> <td>期末手当</td> <td>勤勉手当</td> </tr> <tr> <td>2.45 月分</td> <td>2.05 月分</td> <td>2.45 月分</td> <td>2.05 月分</td> <td>2.45 月分</td> <td>2.05 月分</td> </tr> <tr> <td>(1.375) 月分</td> <td>(0.975) 月分</td> <td>(1.375) 月分</td> <td>(0.975) 月分</td> <td>(1.375) 月分</td> <td>(0.975) 月分</td> </tr> </table>	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	2.45 月分	2.05 月分	2.45 月分	2.05 月分	2.45 月分	2.05 月分	(1.375) 月分	(0.975) 月分	(1.375) 月分	(0.975) 月分	(1.375) 月分	(0.975) 月分	<table border="0"> <tr> <td>期末手当</td> <td>勤勉手当</td> <td>期末手当</td> <td>勤勉手当</td> <td>期末手当</td> <td>勤勉手当</td> </tr> <tr> <td>2.45 月分</td> <td>2.05 月分</td> <td>2.45 月分</td> <td>2.05 月分</td> <td>2.45 月分</td> <td>2.05 月分</td> </tr> <tr> <td>(1.375) 月分</td> <td>(0.975) 月分</td> <td>(1.375) 月分</td> <td>(0.975) 月分</td> <td>(1.375) 月分</td> <td>(0.975) 月分</td> </tr> </table>	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	2.45 月分	2.05 月分	2.45 月分	2.05 月分	2.45 月分	2.05 月分	(1.375) 月分	(0.975) 月分	(1.375) 月分	(0.975) 月分	(1.375) 月分	(0.975) 月分
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当																																																			
2.45 月分	2.05 月分	2.45 月分	2.05 月分	2.45 月分	2.05 月分																																																			
(1.375) 月分	(0.975) 月分	(1.375) 月分	(0.975) 月分	(1.375) 月分	(0.975) 月分																																																			
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当																																																			
2.45 月分	2.05 月分	2.45 月分	2.05 月分	2.45 月分	2.05 月分																																																			
(1.375) 月分	(0.975) 月分	(1.375) 月分	(0.975) 月分	(1.375) 月分	(0.975) 月分																																																			
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当																																																			
2.45 月分	2.05 月分	2.45 月分	2.05 月分	2.45 月分	2.05 月分																																																			
(1.375) 月分	(0.975) 月分	(1.375) 月分	(0.975) 月分	(1.375) 月分	(0.975) 月分																																																			
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 2～15% 管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%																																																						

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合である。

② 退職手当（令和5年4月1日現在）

淡路広域消防事務組合				国			
(支給率)	自己都合	応募認定・定年		(支給率)	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分		勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分		勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	
勤続35年	39.7575月分	47.709月分		勤続35年	39.7575月分	47.709月分	
最高限度額	47.709月分	47.709月分		最高限度額	47.709月分	47.709月分	
その他の加算措置				その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)				定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)			
1人当たり平均支給額 16,960千円							

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

③ 地域手当（令和5年度）

支給実績（令和5年度決算）			127 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			127,044 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
市内全地域	0.0 %	0 人	0 %
三木市	3.0 %	1 人	3.0 %

④ 特殊勤務手当（令和5年度）

支給実績（令和5年度決算）			19,793 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			112,458 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）			91.7 %	
手当の種類（手当数）			5 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する 支給単価
出動手当	消防吏員	緊急時に出勤し、消防の業務に直接従事した職員	7,459 千円	水火災等出勤の場合 1回機関員510円、 その他の者380円 救急出勤の場合1 回機関員380円、そ 他の者240円
通信手当	消防吏員	水火災並びに天災事 変に際して通信業務 に従事したとき	32 千円	1回 70円

当務手当	消防吏員	隔日勤務する者が勤務日に直接夜間特殊勤務に従事したとき	12,076 千円	1 当務 650円
救急救命業務 従事手当	消防吏員	救急救命士の資格を有する者が、救急救命業務に従事した場合	142 千円	1 回 510円
防疫等作業手当	消防吏員	新型コロナウイルス感染症患者等の救護に係る作業等に従事した場合	84 千円	1日 3,000円又は 4,000円

⑤ 時間外勤務手当（令和5年度）

支給実績（令和5年度決算）	21,105 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	119 千円
支給実績（令和4年度決算）	23,420 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	135 千円

（注） 職員数には管理職手当を支給される職員を含めない。

⑥ その他の手当（令和5年度）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （令和5年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和5年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 ・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・その他の扶養親族 6,500円 ・16歳になる年度初めから22歳になった年度末までの子の加算 5,000円	同じ	—	34,225 千円	267,384 円
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け、家賃を支払っている職員 ・家賃27,000円以下 家賃－16,000円 ・家賃27,000円超 11,000円＋（家賃－27,000円）×1/2 （28,000円限度）	同じ	—	15,864 千円	293,769 円

通勤手当	通勤のため交通機関、交通用具（自動車等）を使用している職員に支給（徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km未満である職員を除く） （55,000円限度）	異なる	国は片道2km未満無支給。	21,195 千円	110,390 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある一定範囲の職員に対して、その職務の特殊性に着目して支給 （40,000円～85,000円）	異なる	支給区分・金額が異なる	9,660 千円	644,000 円
管理職 特別勤務手当	管理職が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日等の勤務1回に当たり12,000円を超えない額 週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間の勤務1回に当たり6,000円を超えない額	同じ	—	—	—
夜間勤務手当	正規の勤務時間が深夜にわたる職員に支給 ・勤務1時間当たりの給与額×25%×午後10時から翌日の午前5時までの勤務時間	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる	16,847 千円	102,102 円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対し、勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を支給			58,318 千円	359,990 円
単身赴任手当	異動に伴う転居により配偶者と別居し、単身で生活することとなった職員に支給される ・30,000円+職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離による加算額 （70,000円限度）	同じ	—	—	—

### 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

#### (1) 職員の勤務時間、休憩時間（令和5年4月1日現在）

	毎日勤務	交替勤務
始業・就業時間	8：30～17：15	9:00～翌日の9：00
休憩時間	12：00～13：00	12:00～13：00、17:45～18:30 21:30～21:45、翌7:00～7:30
仮眠時間	—	24時～翌朝6時まで
1日の勤務時間	7時間45分	15時間30分（1当務）
1週間の勤務時間	38時間45分	310時間（8週間）

（注） 毎日勤務者であって、その勤務形態が交替勤務者の形態と一体と成すものと消防長が特に認めるものについては、9時00分から17時45分とする。

#### (2) 主な休暇等の導入状況（令和5年4月1日現在）

休暇の種類	内容、付与要件等	期間等
年次休暇	職員の請求する時期に付与される	1暦年につき20日以内 最大（繰越日を含め） 1暦年につき40日以内
病気休暇	職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	・公務災害又は通勤災害の場合（必要と認められる期間） ・結核性疾患の場合（2年の範囲内） ・上記以外の場合（90日の範囲内で必要と認められる期間）
特別休暇	特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合	
公民権行使	職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
官公署への出頭	職員が裁判員等として官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
ドナー休暇	職員が骨髄移植のため骨髄等を提供する場合で、当該提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき	5日以内
結婚休暇	職員が結婚する場合で、結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	5日以内
不妊治療休暇	職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	5日以内（当該通院等が体外受精その他の管理者が定める不妊治療に係るものである場合は10日以内）



産前休暇	出産する予定である女子職員が申し出た場合	出産予定日8週間前の日から出産の日までの申し出た期間
産後休暇	女子職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間
保育時間	生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間
妻の出産	職員が妻の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	2日以内
育児参加	職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	5日以内
生理休暇	生理のため勤務が著しく困難である場合	職員が請求した期間
妊婦の通院 休暇	妊産婦である職員が保健指導又は健康診査を受ける場合	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間につき1回、満36週から出産までは1週間につき1回、産後1年まではその間に1回 それぞれ必要と認められる時間
母性保護 休暇	妊娠中又は出産後の職員が医師等から健康保持について指導を受けた場合	必要と認められる期間
妊婦の時間 短縮休暇	妊娠中の職員が交通の混雑が健康の保持に影響があると認められる場合	必要と認められる期間（1日1時間を越えない範囲内）
短期の介護	職員が、家族の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	5日以内
忌引休暇	職員の親族が死亡した場合で、葬儀、服喪等のため勤務しないことが相当と認められるとき	親族の区分により 1日から10日までの期間
父母の追悼 （法要）	職員が父母の追悼のための特別な行事（父母の死亡後15年以内に行われるものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1日以内
夏季休暇	職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	5日以内
現住居の滅 失等	地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	7日以内
災害・交通 機関の事故 等	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
退勤途上の 危険回避	地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
介護休暇	職員が要介護者（配偶者、父母、子等）の介護をするため、必要とする場合に認められる無給の休暇	3回を超えず、かつ、通算して6か月以内で指定する期間
介護時間	職員が要介護者の介護をするため、連続する3年の期間内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合	期間内において1日につき2時間を越えない範囲内

#### 4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数（令和5年度）

分限処分とは、勤務実績が良くない場合などに、公務能率の維持及び適正な運営の確保を目的として行う不利益処分（降任、免職及び休職）のことです。

（単位：人）

区 分	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務実績が良くない場合					0
心身の故障の場合			1		1
職に必要な適格性を欠く場合					0
廃職又は過員を生じた場合					0
刑事事件に関し起訴された場合			1		1

(2) 懲戒処分者数（令和5年度）

懲戒処分とは、職員が法令に違反した場合などに、公務における規律と秩序の維持を図ることを目的として行う職員の不利益処分（免職、停職、減給及び戒告）のことです。

（単位：人）

区 分	免 職	停 職	減 給	戒 告	合 計
法令に違反した場合	2				2
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合					0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合					0

#### 5 職員のサービスの状況

(1) サービス規律遵守に関する取組（令和5年度）

- ・新型コロナウイルス等感染症対策
- ・綱紀粛正及びサービス規律の確保
- ・綱紀粛正及びサービス規律の徹底

#### 6 職員の研修の状況

消防学校等への入校状況（令和5年度）

学 校 名	研 修 科 目	期 間	入 校 者 数
兵庫県消防学校	初任教育	6 か月間	6 名
	専科教育 特殊災害科	1 0 日間	1 名
	予防査察科	1 0 日間	2 名

	火災調査科	10日間	2名
	救急科	38日間	4名
	救助科	22日間	1名
	幹部教育 初級幹部科	10日間	2名
	特別教育 災害現場指揮科	3日間	1名
	潜水科	5日間	1名
	通信指令科	5日間	1名
	救急救命士養成課程	7か月間	2名
	指導救命士養成研修	12日間	1名

## 7 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 共済組合負担金（令和5年度）

負担金	225,896 千円
1人当たり負担額	1,176,542 円

### (2) 職員互助会負担金（令和5年度）

負担金	1,304 千円
1人当たり負担額	6,937 円

### (3) 退職手当組合負担金（令和5年度）

負担金	103,468 千円
1人当たり負担額	550,362 円

### (4) 職員健康診断等の実施状況（令和5年度）

区 分	受診者数
定期健康診断	186 人
人間ドック	62 人
特定業務(深夜業務)従事者健康診断	114 人
脳ドック	9 人

### (5) 公務災害等の発生状況（令和5年度）

申請		認定	不認定	継続審議
公務災害	件	件	件	件
通勤災害	1 件	1 件	件	件